【3】その他の制度融資等について

1 畜産関係制度融資について

(1)畜產関係資金(負債整理、償還負担軽減、家畜伝染病等対策)

畜産農家が利用できる資金については、既に説明した農業経営改善関係資金等も含め、様々なものがあります((2)に「畜産関係融資制度」一覧を添付)が、ここでは、そのうち、負債整理資金、償還負担軽減対策に関する資金、家畜伝染病等への対応資金について、概略を説明します。

■負債整理資金

大家畜•養豚特別支援資金

自 的:既往借入に係る償還が困難になっている大家畜経営者又は養豚経営者に対する

借換資金の提供

原 資:農協等

融 資 機 関:農協等((公社)中央畜産会による利子補給あり)

償 還 期 限:25年以内等(据置期間5年以内等)

借入限度額:都道府県知事等の承認を受けた経営改善計画に定める借入計画額

貸付利率: 0.30%(令和3年11月貸付適用分)

■償還負担軽減対策

畜産経営体質強化支援資金

的: 畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛

又は養豚経営を営む者に対する経営改善を支援するための一括借換資金の提供

原 資:農協等

融 資 機 関:農協等((公社)中央畜産会による利子補給あり)

償 還 期 限:25年以内等(据置期間5年以内等)

借入限度額:借入希望者が借り入れた酪農、肉用牛又は養豚経営に必要な資金の借入残高

貸付利率:0.25%(令和3年8月貸付適用分)

その他:借入希望者は畜産経営体質強化計画を作成し、都道府県知事の承認を得ることが

必要

■家畜伝染病等対応

家畜疾病経営維持資金

的:広範囲に影響を与える口蹄疫等の発生に伴い深刻な影響を受けた畜産経営者に対

する経営再開・継続及び維持に必要な資金の提供

原 資:農協等

融 資 機 関:農協等((公社)中央畜産会による利子補給あり)

償還期限:7年以内等(据置期間3年以内等)

借入限度額:経営再開資金:個人 2,000 万円、法人 8,000 万円

経営継続・維持資金: 飼養する頭羽数に応じ設定

(牛130千円/頭、豚13千円/頭、鶏52千円/100羽 等)

貸付利率:0.80%(令和3年10月18日現在)

そ の 他:借入希望者は畜産経営体質強化計画を作成し、都道府県知事の承認を得ること

が必要

(2)畜産関係融資制度一覧

2で説明した農業経営改善関係資金等も含め、畜産関係融資制度の一覧を掲載しました。

→農林水産省 HP からの抜粋ですが、金利は R2.4現在のものとなりますのでご注意ください。

喊。

孫 [[謡 世 鮂

	元年11月	元年12月	2年1月	2年2月	2年3月
農業近代化 資金基準金利	1.35	1.50 1.	1.50	5 0 1. 4 0 1. 4 0	1. 40
財政融資資金 金利*	60.0	0.09 0.20 0.20 0.10 0.10	0.20	0.10	0.10
長期プライム レート	7512 0.95	0.95 0.95	0.95	0.95	96.0

政融資資金特別会計からの20年(うち据置3年)借入金利 本 -X-

信用金庫〕	1
網行	
農 な 公 茶 全 犚 棒 閏	スタスと
「枯黙然口・	
農業沂代化答会	14 ペログーソイグ
<u></u>	

(1) 農業近代化資金	[相談窓口:農	農協系統金融機関	語機関、	銀行、、	信用金庫〕		
資金の種類	金利	償退	償還期限(う	盟	期間)	貸付限度額	人
	(年%)		(年)	(年以内)		(万円以内)	
		認定	認定	認定	農協等		加 大東の青本 家番の導入 家畜の育成
		農業者	農業者	新規			乳,肉,豚,鶏,他,乳,肉,豚,鶏,他,乳,肉,豚,鶏,他,乳,肉,豚,鶏,他
			以外の職業を必要を	就農者			4 + + + + + + + + + + + + + + + + + + +
建構築物等造成資金(1日次人)		(2)21	15(3)	(2) 21	20(3)	# #	
(1万冥金)						原素台 個人 1,800	
農機具等のみの場合		7(2)	7(2)	10(5)	10(2)	(知事特認)	
家畜購入育成資金	0.20	7(2)	7(2)	10(2)	7(2)	20,000	
(3号資金)							000000
						法人等 20,000	
小土地改良資金		15(7)	15(3)	(2)81	15(3)		事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は
(4号資金)	《認定農業者に係る					農協等 150,000	旧に要する資金(認定農業者以外については、
	貸付利率の特例					農林水産大臣が)
長期運転資金	0.16~0.20 (注2)》	15(7)	15(3)	17(5)		承認した場合は	の規模拡大、生産方式の合理化
(5号資金)						その承認額	従事の態様の改善その他の農業経営
							(①農地又は採草放牧地の賃借権等を取
						等の利	料の一括前払費用 ②農機具等の賃借に
						ダけら	用 ③能率的生産技術・経営方法の研修
						れる限度額	要開拓のための農産加工品等の調査及び
						, 800	⑥営業権・商標権等の取得、
						3,600	ための出資金 ⑧農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他
注1:貸付対象者は、①	認定農業者、②認須	:農業者以	外の農業	者(畜産	業及び養蚕	業を含む)、 ③認定	芸術規就農者、①農協等(農協、農業協同組合連合会、その他団(
は法人(農業者、	農協、農業協同組	5連合会)	くは地方公	5共団体カ	ゞ主たる構 り	戊員若しくは拠出者	、農協、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは拠出者となっている団体、又は基本財産の額の過半の額を拠出している法

、③認定新規就農者、④農協等(農協、農業協同組合連合会、その他団体、 は拠出者となっている団体、又は基本財産の額の過半の額を拠出している 者、②認定農業者以外の農業者(畜産業及び養蚕業を含む) 業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しく 「村対象者は、①認定農業者、②認定農業者以を法人(農業者、農協、農業協同組合連合会又、))。 ・活力・農業者等の利率の特例を適用する場合とは、資理期限の認定新規就農者の欄は、認定新規就 資田本大震災の被害を受けた者に対し、実質無利 貸は人認償東新付法)定選日型 注 1

2646

についても3年延 は、認定農業者が農業経営改善計画に即して借り入れる場合。 就農者が認定就農計画に従って借り入れる場合。 無利子(最長18年間)、実質無担保等での貸付けが可能。さらに償還期間(据置期間) を受けた者に対し、実質無利子(貸付当初5年間)、実質無担保等による貸付が可能。

[相談窓口:公庫受託金融機関(農協・信農連・銀行・信用金庫等)、公庫] (2) 株式会社日本政策金融公庫資金 ① 農業生産関係

		・造成等	繁に要命種のな	\$\frac{\chi}{\chi}	後に認識の定業	法をの受
幽	(農業者団体が、乳牛、繁殖用肉用維牛及び肥育牛について行う預託事業に必要な家をの購入に必要な家をの購入に必要な會を	経営改善資金計画に基づくもの。	農業経営基盤強化促進法の 農業経営改善計画等の認定 を受けた農業者(認定農業者)が対象	農業経営基盤強化促進法の 青年等就農計画の認定を受 けた農業者が対象
		・牧野の改良 要な資金	農業者団体が、用肉用雌牛及びいて行う預託事家を開入に必要を	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	大	農業経営基盤強化 青年等就農計画の けた農業者が対象
梅	Ę	農地・牧野の に必要な資金	番田 番番 で 一 要 で かいまん かいまん かいまん 関める かいまん 悪の おいまん まん かいまん まん かいまん かいまん かいきん しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしゅう しょうしょう しょうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゃく しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゅう しゅうしゃ しゅう	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	職業 業業経過 を受けた とのはた とが対象	裕定者等就
	1		農用い家業肉で畜	100		
∠ Ame	鶏他	良区連合、農 5割法人・団	· <)前向き投資資金 ①農地等の改良・造成、②農地等所有権の取得 ③農地等の利用権の取得、④家畜の購入又は育成、③農機具、運搬用器具の賃借権の取得等 成、⑤農機具、運搬用器具の賃借権の取得等 以一、⑤農機関金 制度資金以外の負債整理 制度資金以外の負債整理 所置円滑化資金 既在借入制度資金等の償還負担の軽減	© 	© © © ©
象家者の導入	新	土地改良区連合、 合会、5割法人・	5割法人	年 年 第 換 本 表 表 で で で で で で で で	<u> </u>	0
1%	和	\Rightarrow		か 一	<u>©</u>	0
[表		土 合	一一	農・単・食・生き、食・生き、食・生き、食・生き、食・生き、食・生き、食・生き、食・生き	0	
農機具等	乳牛	土地改良区、 業協同組合連 人	1組合	2、7、20 年 田 2 年 1 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年	0	0 0
		也 協 一 が 回 総	幸 ~	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0	0
 		、土地改良区、土地3 農業協同組合連合会、 法人	(農)	(0	0
湿	和 解 網 他		農業協同組合、農業協同組合連合会、 団体、農業振興法人	(1)前向き投資資金 ①農地等の投長・造成、②農地等所有 ③農地等の利用権の取得、④家畜の購 成、⑤農機具、運搬用器具の賃借権 成、⑤農機資金 制度資金以外の負債整理 制度資金以外の負債整理 (3)償還円滑化資金 既往借入制度資金等の償還負担の軽減	0	0 0
福	特豚		路 、	疝患患、√再、寒寒、 (月)	0	0
	144 144 1480	農業体業協、	農 田 本 変	(2) (3) (2)	0	0
	(%)			 箇囲内で、①~③の合計額 認定新規就農者が貸付対象(1) 定2,500)、法人4,000 超910年間)において支払われる 要害を受けた者(原発被災者 配用内で、①~③の合計額 認定新規就農者が貸付対象(1) を2,000)、法人8,000 を25年間)において支払われる 電5,000)、法人8,000 		
類	神			3の合計額 が貸付対象((原発被災者 (原発被災者 が貸付対象(が貸付対象(100	100
B Z	虚			 ○○③の合計額 注農者が貸付対象 たおいて支払わた者 (原発被災 ○○③の合計額 () ○○ <li< td=""><td></td><td></td></li<>		
の 低	\prec			(記) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	100,000 200,000[一定の '0,000])	(00
P C				等表 (100) (100, 000 2200, 000 [. 3, 000])	3,700 (特認 10,000)
スないの田				50 50 60 60 60 60 60 60 60 60 60 6		, S. 23,
A X X	、批			(1000) (100,000 (特認 200,000 場合300,000])	<u>₩</u>
額(額	<u> </u>	lamit.		個人15,000、法人50,000の範囲内で、①~」 ①前向き投資資金 負担する額の80%相当額。認定新規就農者 の②を借り入れる場合は500。 ②再建整備資金 個人1,000(特認1,750、特定2,500)、法人 経営改善計画の5年間(特認10年間)にお 全既在負債の支払金の合計額 (前向き投資資金 (前向き投資資金 (前向き投資資金 (1)1000(特認3,500、特定5,000)、法人 (2)200(特認3,500、特定5,000)、法人 ③償還円滑化資金 (2)200(特認3,500、特定5,000)、法人 (3)300(特認3,500、特定5,000)、法人 (3)30(2)30(3)30(3)30(3)30(3)30(3)30(3)30	○ #v	
南資	`	する額		法金の 2 0 8 0 0 0 8 0 0 0 8 0 0 0 8 0 0 0 8 0	(000)	3,700 (特認 10,000)
受 産		負地。		(200, 200, 200, 200, 200, 200, 200, 200,	30,000 (特認 60,000)	3,700
貸 A	画	受益者の負担す		(回前向き投資資金 負担する額の80 の(2)を借り入れる の(3)を借り入れる (3)再降整備資金 個人1,000(特別 経済改改書計画の (4)を現代負債の大 (4)を現代負債の大 (5)の(4) (5)の(4) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	(赤 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	(
		収料	T			
据置期間 (年以内)	;	10	6	認蔵(は) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	10	5
				認就貸しを払		1
償還期限 (網劃數含物)	(年以内)	25	25	25	25	17
範 題	¥)	0 0 2	0	S 02 02		1
¥ (%)	ì	0.35 0.20 0.20	整備 0.20	貸付対象の(1)の ② 0.20 上記以外 0.20	0. 20	<u>+</u>
金 (年%)	-	補助県営 団体営 非補助	畜産基盤整備 0.	(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	0.16~0.20	無利子
			福			
LUX	ζ.	農業基盤整備資金			道 基 資 当-L資金)	\$11 48
管金の種類	Ì	を整備		在 一种	* 業 経 営 基 3 化 資 化 資 (スーパーL資金)	青年等就農資金
海	 (^知	職	4年等
		脈		凝 摇	農強(

	葡		個別法(※)に基づき国又は都道府県の各種計画の認定と農業改良資金融通法に基づく農業改良措置の認定を受けた農業者等が対象。	高度化施設整備計画くもの	共同利用施設整備計画に基づくもの	山過法に基づく営農改善	家畜の導入のその他は繁殖 用めん羊及び山羊	農協等が行う畜産共同利用 施設	「食肉センケー施設整備計画」又は「家畜市場施設整備計画」を作成し、知事承認を受けた農協、5割法人・団体が対象	融資事業計画に基づくもの	特別披興事業(広く農林漁業の発展に寄与する事業)
象	家畜の導入	靴 陝 縣 鵝 他	○ 店舗				0 0				0 0 0 0
付対		Nr Mr Ms 細 他	(単一) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	0 0	0		0 0 0 0	00000		0 0 0 0	0 0 0 0
美	設	和	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○				0 0 0	00000		0 0	0 0 0
い額)	() 0)	融資率(%) 乳	100		08		08	08	80	08	08
A又はBの低	(万円)	法人	15, 000	7,000 (特認 40,000)	-	5, 200*	(特認6,000~50,000*)	_	I	I	I
貸付限度額	A融資額	個人	5, 000	3,500 (特認 12,000)		1,300*	(特認2,600)	_	I	1	I
据置期間	(年以内)		3~5	က			∞	3	3	3	m
償還期限	$\overline{}$	(年以内)	12	20 (一部15)			25	20	20	15	15
金利	(年%)		十	畜産業を営む者 補助 0.20 非補助 0.20	共同利用 0.20	補助 0.35	(共同利用 1.35) 非補助 0.20	0. 20	0.20	0.20	設備 0.20 立ち上がり支援 0.35
	資金の種類	1	農業改良資金	畜 産経 営環境 調 和 推 進 資 金		振興山村・過疎	地域経営改善資金	農共農商工等連携林同六次産業化	漁 利 食肉セン/-施設 業 用 家畜市場施設 施 施 設 設	金 務 大 田	古

_	_	_			
			^ ئ	の(1)を借り入れる 市町村長の罹災証 要。	に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者等が借り入れる場合については、貸付当初5年間実質無利子での貸付けが可
	瞅		に基づ	5.6 場合は、市町村長の罹災証明書が必要。	り貸付
			画	(1) (2) (4)	チでの
	插		计計	● ○○ ○ 下 函○ □ □○ □<!--</td--><td>新新利</td>	新新利
			河安	6. 5. 6. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8. 8.	間実質
		刊	経の	ン ウ 図 2 (qu - sp - s	115年
- ·	導入	乳牛肉牛豚鶏他	地震等の自然災	12) なんに基づく行政処分(CSF、鳥インフルエン げ等による殺処分、移動制限等)) (3) 社会的、経済的な環境変化等(新型コロナウ イルス、農林水産物の不作等)による一時的な経 営状況の悪化	付当者
瘚	家畜の導	神 豚	等 の	ン	t、耸
	1/1/2			# 7 # 7	1211
衣		靴 解 鄉 他	冷害、干ばつ、	(CSF、	いコも
	農機具等	:	Ĥ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 端 5
ŧ		乳牛肉牛	半尖	行 (人れ
	1		通、通、	カンスサー 19 大分子 19 大会に基づく行政処分 (CSF、 19 社会的、経済的な環境変化等 イルス、農林水産物の不作等) に 営状況の悪化	が借り
红	縠	乳 牌 豚 鶏 他	(1) 災害(台風、 事 水災等)	11、	54条
	瓶	- 肉牛	(1) 災害(岩害 (岩) 水災等)	(2) 等 (2) 人 次 次 (2) ス 元 ス 元 ス 元 ス 元 ス 元 ス 元 ス 汎	定農業
					た認
_		(%)	. 1 200)	(本日本人及び、利主コニンプイルへ関連:1,200) する額のいずれか低い額。 [要簿記記帳] (東日本大震災・新型コロナウイルス関連:年間経営 費の12分の12又は粗収益の12分の12に相当する額の いずれか低い額。)	1161
い 額	В	融資率	- 	- 第一	(置づ
魚	\vdash	IME:	・新型コロナウイルス関連	相 版 が	して信
8		\vee	7	- 京服 7-2	3世と
IT B	(H		† †	1 X 展 L 祖 - だ。ナ G -	る経達
×	Ä	洪	四日	H	かるか
) A)			本日本人及び、利生して 年間経営費の12分の6又は する額のいずれか低い額。 東日本大震災・新型コロナ 費の12分の12又は粗収益の いずれか低い額。)	の中心
額	資 額	\prec	·600 (東日本大震巡	が	. 地域
限度	融		0 1	* 中 本 東 製 い * 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 =	
ŧ	А		· 級>600 (車)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	177
笋		匣	~ - 	4	「人・農地プラン」
圓	(F		V	v	ΥJ
据置期間	(年以内)		က		121
	(₽₽)	月)			C2
償還期限	(据置期間を含む)	(年以内)	10		資金)
			_		$T - \gamma$
₩	((大量)		$0.16\sim0.17$		(イド)
④	(世		ا. 16		資金 (
					注1:農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)について、
	型		ナイー		對基盤
	資金の種類		票林漁業セー メネット		業経済
	資金		標林油業センスシア		
			農人	7	灶

また、TPP対策として「人・農地プラン」に地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者等であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる場合については、貸付当初5年間 実質無利子での貸付けが可能。このうち、主として借り入れた資産により事業を行っている等の理由により十分な担保提供ができない場合に、事業性を確認した上で、実質無担保・無保証人での貸付けが可能。

2:家畜の導入の〇は繁殖用家畜のみが対象となり、◎は肥育用家畜も対象となる。

3:貸付限度額の欄の*印の金額は、非補助事業の場合のみ適用され、補助事業の場合は融資率のみの適用となる。

4:上記資金について、東日本大震災関連は償還期間(据置期間を含む)を3年延長して貸付が可能。

5:経営体育成強化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金については、東日本大震災の被害を受けた者に対し、実質無利子(最長18年)、実質無担保等の貸付が可能。 6:新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けた者に対する対応

①貸付当初5年間の実質無利子化貸付:経営体育成強化資金、スーパーL資金、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金 ②実質無担保等貸付:経営体育成強化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金

②農産物加工·流通関係

	借入期間別による金利の	5年 10年	5年 10年 15年 20年	償還期限	据置期間	貸付限度額(A又は	はBの低い額)	貸 付 対 象
資金の種類	一例(年%)	以内		(年以内)	(年以内)	A融資額	B融資率(%)	
新規用途事業等		 						新規の用途の開発、加工原材料の新品種の育成又 特定農林畜水産物(生乳、
資金		 	0.85	15	က	ĺ	$50 \sim 80$	はその成果の企業化、当該施設の利用に必要な特・鶏肉、鶏卵等)を原材料
								別の費用等
中活 加工流通		 						中山間地域の農林畜水産物を原材料とした加工施
山	中小企業等2.7億円まで	1 1 	0.35					設、中山間地域農林畜水産物の流通施設、当該施
間化	2.7億円超	 	0.60	15	က	1	80	設の利用に必要な特別の費用等
地資 保健機能								中山間地域の農林水産資源を活用した保健機能増
城金 增進施設	中小企業等5.7億円まで	1 1	0.35					進施設(体験農場・農園等)、当該施設の設置に
	2.7億円超	- - -	0.60					必要な特別の費用等
生産環境	借入期間にかかわらず	0. 20		25	8	ı	80	中山間地域内の生産環境施設(農山漁村広場施
施設								設、多目的研修集会施設等)
特定農産加工資金	中小企業等2.7億円まで	 	0.35	15	3	ı	$20 \sim 80$	乳製品、牛肉調製品、豚肉調整品製造業者等 新技術利用には、当該施
	2.7億円超	 	0. 50					配合飼料製造事業のおります。
								等を含む
食品産業品質管理	中小企業等2.7億円まで	1 	0.35	15	3	20億円	$08 \sim 02$	食品製造過程の管理の高度化を行うのに必要な施
高度化促進資金	2.7億円超	- -	0.50					設の整備、当該施設の利用に必要な特別の費用等
農業競争力強化		 	0.35 0.35	20	3	ļ	80	配合飼料製造事業、牛乳・乳製品製造事業その他 認定事業再編計画に基づい
支援資金								の飲食料品の製造事業に係る施設の改良、造成若「て事業再編を実施する者
								しくは取得等

注1:上記資金について、東日本大震災の直接・間接被害を受けた者に対し、償還期間(据置期間を含む)を3年延長して貸付が可能。

[相談窓口:農協、信農連、銀行等] (3) 農業経営改善促進資金

崩		貸付対象者	農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の	認定を受けた農業者(認定農業者)	貸付限度額	畜産・施設園芸については、それぞれ4倍		
対象			機械等の修繕費、中小家	農機具等営農用備品の購	員の給与、生産技術・経	3、市場開拓費、販売促進		7
資		短期運転資金	(飼料費、種苗費、	畜等の購入費、小局	入、リース料、従業	営管理技術の習得費	費等)	1 17344111 141111
度額(万円)	法人		認定農業者	2,000				古物 二十世 古地下十里参
貸 付 限	丫 即		認定農業者	200				(In the state of
据置期間	(年以内)		ı					3/14/11
償還期限	(年以内)		_					F 4+ 47 H .:
金利	(年%)		変動金利制					二分分子 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
資金の種類		農業経営改善	促進資金	(スーパーS資金)				14414

注1:貸付方式は、極度貸付方式による当座貸越及び手形貸付(極度額の範囲内で随時借入れ、随時返済)又は証書貸付とする。 2:貸付利率は、変動金利制である。 3:本資金の貸付が受けられる期間は、農業経営改善計画期間(同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日まで)中である。期間終了時に有する本資金の残高は、すべて終了時に返 済する。ただし、家畜の飼養等生産に1年以上を要する営農類型を営むものにあっては、終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内で返済できる。

信用金庫等]
銀行、
信農連、
: 農協、
[相談窓口
負債整理資金
(4)

答 条 の 箱 類	新秦 (年%)	(権置期制) (相關期間) (相關期間) 合物)	据置期間	皆 什 限 度 貊	4 本 各	貸付対象営農部門	梅
		(年以丙)	(年以内)	{		酪農 肉牛 養豚 養鶏 他	
農業経営負担軽減支援資金	0. 20	一般 10 特認 15	3	営農負債額	営農負債の借換え(制度資金については、貸付 利率が5%を超えるものを対象)	0 0 0 0	
大家畜特別支援資金							
		一般 15	3	 	大家畜経営によって生じた負債の約定償還困難		
· 経営改善資金	0. 20	特認 25	വ	都道府県知事	額の借換え		融通期間
		残借 25	C	の承認額		 	平成30~命和4年度
• 経営継承資金	0. 20	25	Ω		後継者が親等から経営を継承する場合に、必要 か新用で負債を一括して供施シ		
養豚特別支援資金							
	! ! ! ! ! ! !	一般 7	3	 	養豚経営によって生じた負債の約定償還困難額		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
· 経営改善資金	0. 20	特認 15	C	都道府県知事 の借換え	の借換え	(融通期間
		残借 15	rc	の承認額)	平成30~命和4年度
	ć				後継者が親等から経営を継承する場合に、必要		
- 雁呂本子冥田	0. 20	CT	ဂ		な範囲で負債を一括して借換え		
		1111					

注 農業経営負担軽減支援資金については、東日本大震災の被害を受けた者(原発被災者を除く。)に対し、実質無利子(最長18年間)・実質無担保等での貸付けが可能。さら に償還期限(据置期間)についても3年延長。また、新型コロナウイルス感染症による経済的影響を受けた者に、実質無利子(貸付当初5年間)、実質無担保等での貸付が

(5) 償還負担軽減対策

. 3 / 頂壓貝担牲(吸約) 展											
答金の種類	利率 (年%)	償 還 期 限 (報書期間を含む)	据置期間	皆 什 限 度 貊	争	<u> </u>	対		貸付対象営農部門	華	華
# C #	(2/ 1) 1 (1)	羊以补	(年以内)	<u>ک</u> ج	Ķ				略農,肉牛,養豚,養鶏,他	î:	Κ
 				都道府県知事	クラスター	画における	ì	経営体又	(
国 医胚音 体具独化人核具形	0. 25	酪農及び	2	の承認額	は認定農業者の経営	数善を	支援するた	こめの一括))		
		肉用牛 25			借換え						
		養豚 15	2								

	摘要	融通期間 令和4年3月まで
	対象家畜伝染病	 ・ 伝達性海綿状脳症(TSE) ・ 牛疫、牛肺疫 ・ 高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ ・ CSF、ASF ・ 口蹄疫
	付 対 象	広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者 医・一般 でいた の で で で で で で で で で で で で で で で で で で
	£	広範囲に影響を受けた者を受けた者が前囲に影響がが離びに影響がずががり影(概な2割以、
[相談窓口:農協、信農連、銀行、信用金庫等]	貸付限度額	個人 2,000万円以内 法人 8,000万円以内 乳用牛130千円 肥育用牛130千円 繁殖用雌牛65千円 繁殖機解28千円 繁殖雌豚28千円 繁産 本52千円
信農連、	据置期間 (年以内)	က
口:農協、	償還期限 報報報 (年以内)	2
[相談窓]	利率 (年%)	0. 75
(6) その他の資金	資金の種類	家畜疾病経営維持資金 (経営再開資金) 家畜疾病経営維持資金 (経営継続資金) 家畜疾病経営維持資金 (経営維持資金)

3 - 9

畜産農家で利用できる融資制度

分 類	民間金融機関(銀行、信用金庫等) (農業近代化資金)	日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫
長期運転資金	Ο	〇(農林漁業セーフティネット資金、スーパーL資金、農業改良資金)
施設・機械の整備	Ο	〇(農林漁業施設資金、スーパーし資金、経営体育成強化資金、農業改良資金)
家畜の導入	Ο	〇(スーパーし資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金(畜産基盤整備))
糞尿処理施設	Ο	〇(農林漁業施設資金、スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、畜産経営環境調和推進資金)
草地の改良・造成	〇 (事業費1,800万円を超えない規模)	〇(スーパーし資金、経営体育成強化資金、農業改良資金、農業基盤整備資金)
草地利用に係る農業用施設	0	〇(スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業改良資金)
備考注:いずれの資金も償還年数は据置年数を含めたものである。また、各資金とも、右記の金利や償還(据置)年数以外にも借入要件がある。	①建構築物等造成資金 (農機具等のみの場合を除く) ②小土地改良資金 ③長期運転資金の場合 ①~③の認定農業者 (遺還15年以内(据置7年以内) 金利0.16~0.20% ①~③の認定農業者(資還15年以内) 最利0.20% ①(農機具等のみの場合) ⑤家畜購入育成資金 (意図7年以内(据置2年以内) 金利0.16~0.20% (適還7年以内(据置2年以内) 金利0.16~0.20% (適還7年以内(据置2年以内) 金利0.16~0.20% (分~⑤の認定農業者 (資還7年以内(据置2年以内) 金利0.16~0.20%	・スーパーL資金:償還25年以内、据置10年以内、金利0.16~0.20%(※) ・農林漁業セーフティネット資金:償還10年以内、据置3年以内、金利0.20% ・経営体育成強化資金:償還25年以内、据置3年以内、金利0.20% ・農業改良資金(※※):償還12年以内、据置30~5年以内、無利子・農業基盤整備資金(※※):償還12年以内、据置3~5年以内、無利子・農業基盤整備資金(災害復旧):償還25年以内、据置3年以内、金利0.20%・農林漁業施設資金(災害復旧):償還25年以内、据置3年以内、金利0.16~0.20%・農林漁業施設資金(災害復旧):償還20年以内、据置3年以内、金利0.16~0.20%・畜産營環境調和推進資金:償還20年以内、报置3年以内、金利0.20% 、「人・農地プラン」に中心経営体等として位置づけられた認定農業者が借り入れる場合は、貸付当初5年間実質無利子での貸付が可能。 ※※「人・農地プラン」に中心経営体等として位置づけられた認定農業者が借り、資金機合は、貸付当初5年間実質無利子での貸付が可能。 ※※「人・農地プラン」に中心経営体等として位置づけられた認定農業者が借り入れる場合は、貸付当初5年間実質無利子での貸付が可能。

2 新型コロナウイルス感染症関係

(1)令和3年度利子助成事業の概要(新型コロナ関連)

災害により被災した農業者等を支援するため、農業近代化資金及び農林漁業セーフティネット 資金等の災害関連資金を対象に金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業を(公財)農林水産 長期金融協会が実施しています。

① 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生している農業者等の早急な立ち 直りを支援するため、当該農業者等が借り入れる農業近代化資金、農林漁業セーフティネット 資金等の災害関連資金について、貸付当初 5 年間無利子になるよう利子助成金を交付するも のです。

② 対象者

i) 新型コロナウイルス感染症(災害関連資金)

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に 影響が発生していること等を「新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表」で融資機関 が確認できた者。なお、この確認表は、借入希望者が作成し、融資機関へ提出します。

ii)新型コロナウイルス感染症(反転攻勢関連資金)

資金を必要とする農業者等であって、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境 変化に対応して、新たに取り組む販路拡大や省力化等の反転攻勢に係る「経営展開計画 (兼取組確認表)(新型コロナウイルス感染症に係るもの)」を作成、融資機関へ提出し、 その計画の達成が見込まれると融資機関が確認できた者。

③ 対象となる資金・助成内容

i) 災害関連資金

農業近代化資金、農林漁業セーフティネット資金、 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金):負債整理を含む 経営体育成強化資金:負債整理を含む

ii)反転攻勢資金

農業近代化資金、農林漁業施設資金

農業経営基盤強化資金(スーパーL資金):負債整理を除く

経営体育成強化資金:負債整理を含む

(2)新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表等

→「新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表」、「経営展開計画(兼取組確認表) (新型コロナウイルス感染症に係るもの)」を次頁以降に添付 【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件(令和2年3月30日付元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知)第3の4】

(別記様式1)

新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表

農業協同組織	合		٦					
信用農業協同	同組合連合会							
農林中央金庫	支店							
銀行	支店							
信用金庫	支店			御中				
信用協同組合	店							
株式会社日本政策	策金融公庫	支店						
沖縄振興開発金	融公庫	支店	J					
						年	月	\Box
				住所				
				氏名				

農業経営に対する新型コロナ	(可能な限り具体的に記載ください。)
ウイルス感染症の影響状況	
確認結果 (融資機関が記入する)	適• 否

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件(令和2年3月30日付元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知)第3の5】

(別記様式2)

経営展開計画(兼取組確認表) (新型コロナウイルス感染症に係るもの)

農業協同組織	合		٦	
信用農業協同	司組合連合会			
農林中央金庫	支店			
銀行	支店			
信用金庫	支店			御中
信用協同組合	店			
株式会社日本政策	策金融公庫	支店		
沖縄振興開発金	融公庫	支店		

年 月 日

住所 氏名

新型コロナウイルス感染症に より想定される影響	(可能な限り具体的に記載ください。)
上記影響に対応するために 行う取組内容の概要	
確認資料	
確認結果 (融資機関が記入する)	適• 否

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件(令和2年3月30日付け元経営第3240号農林水産省経営局金融調整課長通知)第2の9】 (別記様式)

記載例

新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表

株式会社日本政策金融公庫 支店 御中

年 月 日

住所 〇〇県〇〇市〇〇 - 〇〇 氏名 〇〇 〇〇

※捺印は不要

農業経営に対する新型 コロナウイルス感染症 の影響状況

(可能な限り具体的に記載ください。)

(例1) 花きの販売不振

新型コロナウイルスの影響で、花きの需要が大きく落ち込み、販売数量、単価とも前年同期を大きく下回った。これに加え、毎年〇月に出展していた即売会(参考:前年売上約〇百万円)が中止になり、売上が大きく減少する見通し。

(例2) 酪農の生乳出荷停止

新型コロナウイルスの影響で、学校給食向け生乳出 荷ができなくなり、○~○月分の売上の見通しが立っ ていない(参考:前年同期の売上約○百万円)。

(例3) サプライチェーンの寸断による経費増

新型コロナウイルスの影響で、中国から資材が入らなくなり、他地域からの資材購入により代替した結果、例年より○割高い資材を購入せざるを得ず、その結果、利益が減少している。

(例4)生産・出荷に必要な人員確保難による販売機会 喪失

野菜(参考:前年売上約○百万円)の収穫時期に入ったが、新型コロナウイルスの影響で生産・出荷に必要な人員が確保できなかったため野菜を出荷できず、販売機会を失った。

確認結果

(融資機関が記入する)

適 • 否

【新型コロナウイルス感染症対策(緊急経済対策)】 農業者向け金融支援策

(令和2年6月12日時点)

農林水産省経営局金融調整課

減収等により当面の資金繰りにお困りの方

- 貸付当初5年間は実質無利子で融資が受けられます。
- 更に、実質無担保等での融資が受けられます。
 - ☆ 利用可能な資金農林漁業セーフティネット資金、スーパー L 資金、経営体育成強化資金、農業近代化資金

既往債務の返済にお困りの方

- 既往債務の償還猶予等について、借入金融機関に御相談ください。☆ 国は、金融機関等関係機関に対し、繰り返し、既往債務の償還猶予等の配慮を要請しています。
- 経営が困難となった農業者の方は、負債整理資金の利用が可能です。 なお、この負債整理資金も貸付け当初5年間は実質無利子で、実質 無担保等の融資が受けられます。
 - ☆ 利用可能な資金 農業経営負担軽減支援資金、経営体育成強化資金、スーパー L 資金

新たに販路拡大や省力化等の施設整備に取り組まれる方

- 施設整備のための資金について、貸付当初5年間は実質無利子で融資 が受けられます。
 - ☆ 利用可能な資金スーパー L 資金、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金、農業近代化資金

融資にあたり、保証機関の保証をご希望される方

- 農業信用基金協会による債務保証について、当初5年間は保証料の 免除が受けられます。
- 更に、実質無担保等で債務保証が受けられます。
 - ☆ 支援の対象となる資金農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、

3 - 14

その他農業者向け民間借換資金

新型コロナウイルス感染症対策 農業者向け金融支援策のポイント

	対象資金と支援内容					
資金名		資金名 5年間の 実質無利子化		保証料の 5年間免除		
	農林漁業セーフティネット資金	0	0			
	スーパーL資金	0	0	原則保証料 は必要なし		
金融公庫	経営体育成強化資金	0	0			
	農林漁業施設資金	0				
民間金融機	農業近代化資金	0	0	0		
	農業経営負担軽減支援資金	0	0	0		
関	既往借入の借換資金	金利は、民間金融 機関において決定	0	0		

農林漁業セーフティネット資金・・・・P1スーパーL資金・・・・・・・・P2経営体育成強化資金・・・・・・・P3~5農林漁業施設資金・・・・・・・P6農業近代化資金・・・・・・P7農業経営負担軽減支援資金・・・・・P8

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ

農林漁業セーフティネット資金

農林漁業セーフティネット資金とは

一時的な影響に対し、経営の維持安定に必要な長期資金です。

借入対象者

認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等

資金使途

長期運転資金

借入限度額

1年間の経営費又は**粗収益に相当する額**(いずれか低い方) 簿記記帳を行っていない方は、**1**,**200万円**以内

金 利

当初5年間は、実質無利子

※6年目以降の金利については 所定の金利となります。

融資期間

15年以内(うち据置期間3年以内)

担 保

実質無担保

※民間金融機関からの融資を受け易くするための 劣後ローンを含む

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 (沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

問い合わせ先

- □ ㈱日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-926-478)
- □ 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- □ 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

3 - 16

農林水産省

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)

農業経営基盤強化資金資金とは

農業経営の改善のために必要な長期資金です。

借入対象者

認定農業者であること

資金使途

農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金(負債整理含む)など

借入限度額

個人は3**億円**(複数部門経営等は**6億円**)以内、 法人は**10億円**(民間金融機関との協調融資の状況に応じ**30億円**)以内

金 利

当初5年間は、実質無利子

※6年目以降の金利については 所定の金利となります。

融資期間

25年以内(うち据置期間10年以内)

担 保

実質無担保

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 (沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

問い合わせ先

- □ ㈱日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-926-478)
- □ 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- □ 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

農林水産省

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ 経営体育成強化資金 <前向き投資資金>

経営体育成強化資金く前向き投資資金>とは

農業経営の改善のために必要な長期資金です。

借入対象者

主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など

資金使途

農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金(※)

(※ 長期運転資金は集落営農組織などに限る)

借入限度額

貸付けを受ける者が負担する額の80%

ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して個人1.5億円、法人5億円の範囲内

金 利

当初5年間は、実質無利子

※6年目以降の金利については 所定の金利となります。

融資期間

25年以内(うち据置期間3~10年以内)

担保

実質無担保

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 (沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

問い合わせ先

- □ ㈱日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-926-478)
- □ 沖縄振興開発金融公庫 (TEL:098-941-1840)
- □ 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

農林水産省 3-18

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ 経営体育成強化資金

〈償還負担軽減資金(①再建整備資金)〉

経営体育成強化資金〈償還負担軽減資金(①再建整備資金)〉とは

償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。

借入対象者

主業農業者、認定新規就農者など

資金使途

制度資金以外の負債整理資金

借入限度額

個人は1,000~2,500**万円**以内、法人は4,000**万円**以内 ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して 個人1.5億円、法人5億円の範囲内

金 利

当初5年間は、実質無利子

※6年目以降の金利については 所定の金利となります。

融資期間

25年以内(うち据置期間3年以内)

担 保

実質無担保

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 (沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

問い合わせ先

- □ ㈱日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-926-478)
- □ 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- □ 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

農林水産省

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ 経営体育成強化資金

〈償還負担軽減資金(②償還円滑化資金)〉

経営体育成強化資金 < 償還負担軽減資金 (②償還円滑化資金) > とは

償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。

借入対象者

主業農業者、認定新規就農者など

資金使途

制度資金に係る負債整理資金

借入限度額

経営改善計画期間中(個人:5年間、法人:10年間)に支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額

ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して個人1.5億円、法人5億円の範囲内

金 利

当初5年間は、実質無利子

※6年目以降の金利については 所定の金利となります。

融資期間

25年以内(うち据置期間3年以内)

担 保

実質無担保

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 (沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

問い合わせ先

- □ ㈱日本政策金融公庫の各支店 (本店フリーコールTEL: 0120-926-478)
- □ 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- □ 最寄りの農協、信連、各市町村、普及指導センターなど

3 - 20

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者等の皆様へ

農林漁業施設資金

農林漁業施設資金とは

施設の整備等のために必要な長期資金です。

借入対象者

- ①農業を営む者
- ②農業協同組合、農業協同組合連合会等

資金使途

農機具、共同利用施設などの施設資金

借入限度額

- (1)は原則、貸付けを受ける者が**負担する額の80%**(但し、資金使途によっては上限額あり)
- ②は負担額の80%

余 利

当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については

所定の金利となります。

融資期間

- ①は原則 15年(うち据置期間3年)以内
- ②は原則 20年(うち据置期間3年)以内

取扱融資機関

㈱日本政策金融公庫

(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-926-478))
沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)	

3 - 21

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ

農業近代化資金

農業近代化資金とは

農業経営の改善のために必要な長期資金です。

借入対象者

認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など

資金使途

農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金

借入限度額

個人は1,800**万円**以内、法人・団体は**2億円**まで ______(農業参入法人は1億5千万円まで)

金 利

当初5年間は、実質無利子

※6年目以降の金利については 所定の金利となります。

融資期間

資金使途に応じて、7~20年以内 (うち据置期間は 2~7年以内)

保 証

農業信用基金協会の保証を利用される場合、**実質無担保**で 当初5年間は保証料免除

※6年目以降の保証料については所定の保証料となります。

取扱融資機関(※)

農協、信農連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、 信用組合 ※都道府県と利子補給契約を結んでいる融資機関

新型コロナウイルス感染症でお困りの農業者の皆様へ

農業経営負担軽減支援資金

農業経営負担軽減支援資金とは

償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。

借入対象者

負債の償還が困難となっている農業者

資金使途

負債整理資金

借入限度額

営農負債の残高

金 利

当初5年間は、実質無利子

※6年目以降の金利については 所定の金利となります。

融資期間

- 10年以内 (うち据置期間3年以内)
 - ※ ただし、年間償還額からみて、特に必要があると認められる場合は、15年以内

保 証

農業信用基金協会の保証を利用される場合、**実質無担保**で 当初5年間は保証料免除

※6年目以降の保証料については所定の保証料となります。

取扱融資機関(※)

農協、信農連、農林中央金庫、銀行、信用金庫、 信用組合 ※都道府県と利子補給契約を結んでいる融資機関

3 災害対応資金について

※災害によって被害を受けた農業者等が利用可能な主な制度資金の一覧

災害により被害を受けた農林水産業者に対し、その再生に必要な低利の経営資金等を融通することにより、経営の安定を図ることを目的として、国や府が融資を行う農協に対し利子補給を実施する。また、農林水産業制度金融の各資金においても災害復旧等に対応する仕組みを構築している。

※貸付利率は、令和3年11月18日現在です。最新の利率をご確認ください。

資金名	※負別利率は、7403年11月10日現在で9。最初の利率をご確認へたらい。 資 金 概 要	備考
天災融資資金	対象要件:天災により経営に著しい影響を受けた農林水産業者に低利の経営資金を融通原 資:農協等 融資機関:農協等 府の役割:農協等に利子補給を行う市町村に補助及び損失補償を行う市町村に補助	*府・市町村と も予算措置及び 要綱等の整備が 必要 *市町村が災害 認定を行う
災害発生の都度 政令により発動、 府県をまたがる災 害に適用	根拠法等: 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法保 証: 農協と市町村が損失補償契約を締結償還期限: 6年以内 等限度額 :個人200万円、法人2,500万円 等貸付利率: その都度設定	●このため、貸付時期が遅くなる *償還期間が短い
農林漁業セーフティネット 資金 再掲 <発動主体:公庫> (株)日本政策金融公 庫常設資金	対象要件: 天災等により経営に著しい影響を受けた農林水産業者に低利の経営資金を融通原 資: (株)日本政策金融公庫 融資機関: (株)日本政策金融公庫または取扱金融機関 府の役割: 無し 根拠法等: (株)日本政策金融公庫法 保 証: 無し 償還期限: 1 0年以内(据置3年以内) 限度額 :個人、法人とも600万円 ほか	*直ちに発動可 *府・市町村の 財政負担は不要 *償還期間が長 い
農林漁業施設資金 (災害復旧)再掲 <発動主体:公庫>	貸付利率: 0.16~0.18% 対象要件: 天災により施設の復旧が必要になった農林水産業者に低利の経営資金を融通原 資: ㈱日本政策金融公庫 融資機関: ㈱日本政策金融公庫または取扱金融機関 府の役割: 無し 根拠法等: ㈱日本政策金融公庫法 保 証: 無し	*直ちに発動可 *府・市町村の 財政負担は不要 *償還期間が長い
㈱日本政策金融公 庫常設資金	議	
農業基盤整備資金 (基盤の復旧)再 掲 <発動主体:公庫>	対象要件:天災により流失、埋没した施設等の復旧が必要になった農業者に低利の経営資金を融通原 資:(株)日本政策金融公庫 融資機関:(株)日本政策金融公庫または取扱金融機関 府の役割:無し 根拠法等:(株)日本政策金融公庫法	*直ちに発動可 *府・市町村の 財政負担は不要 *償還期間が長 い
㈱日本政策金融公 庫常設資金	保 証:無し 償還期限:25年以内(据置10年以内) 限度額 :貸付けを受ける者が当該年度に負担する額 貸付利率:0.16%~0.30%(償還期間によって異なる)	
JA農機ハウス ローン	対象要件:農機具の購入、点検・修理に付帯する費用、パイプハウス等の資材購入、建設費用など 原 資:農協 融資機関:農協	*直ちに発動可 *府・市町村の 財政負担は不要 *償還期間が長い
<発動主体:農協> 農協常設資金	府の役割:無し 根拠法等:農業協同組合法 保 証:府農業信用基金協会保証 償還期限:1年以上10年以内 限度額 :1,800万円まで 貸付利率:JA所定の金利	

以上の他に、国版認定農業者に限り、経営改善計画達成のための災害復旧目的で農業近代化資金・スーパーL資金を、また、災害を契機に施設の規模拡大等の前向き投資を行う目的で農業近代化資金・スーパーL資金(認定農業者に限る)・経営体育成強化資金を融通できる。

4 農業信用基金協会について

農業信用基金協会は、農業信用保証保険法に基づく法人で、農業者等の方々が必要とする 資金の円滑な融通を図るために設立された公的な保証機関です。

(1)業務内容

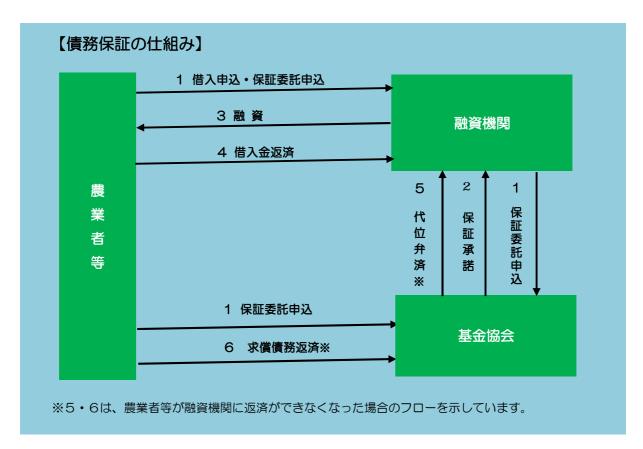
基金協会は、JA の組合員等の農業者等が、JA 等の融資機関から、農業近代化資金等の 農業(制度)資金、JA住宅ローン等の生活資金、賃貸住宅資金等の事業資金を借入する際、 当該借入に対する保証をすることにより、借入を円滑にする信用補完業務を主な業務内容と しています。

(2)債務保証の仕組み

協会の債務保証によって、JA等の融資機関から融資を受けた農業者等が、万一返済できなくなった場合、基金協会が農業者等に代わって、融資機関に肩代わり返済(代位弁済)を行います。

この代位弁済により、基金協会は農業者等への求償債権を取得し、融資機関が農業者等に有していた権利(求償権)を全て取得します。

以後、農業者等は、経営状況や生活状況に応じ、基金協会に対して、求償債務の返済をすることとなります。



(3)主な保証対象資金

農業近代化資金、農業経営改善促進資金(スーパーS資金) JA新規就農応援資金、JA担い手応援ローン、 JA農機ハウスローン、農業振興資金 資産継承ローン 等

JAバンク大阪の農業資金等 5

(1)主な融資メニュー

ア JA 農機ハウスローン

- 〇対 象 者 JA の組合員であり、農業を営んでいる方又は農業に従事している方
- ○借入限度額 1,800 万円以内かつ所要額以内
- 〇借入期間 1年以上10年以内
- ○資 金 使 途 農機具の購入、点検・修理に付帯する費用、パイプハウス等資材購入、 建設費用など

イ 農業振興資金

- 〇対 象 者 JA の組合員であり、農業を営んでいる方又は農業に従事している方
- 〇借入限度額 お近くの JA 窓口にお問い合わせ下さい。
- 〇借入期間 30年以内(据置期間2年以内)
- ○資 金 使 途 農業経営上必要な資金、農業生産物を加工する事業に必要な資金など

ウ JA 担い手応援ローン

- 〇対 象 者 JA の組合員であり、農業を営んでいる方又は農業に従事している方
- ○借入限度額 3,000 万円以内かつ所要額以内 ○借入期間 1年以内
- ○資 金 使 途 【個人】農業生産に直結する運転資金

【法人】農業経営に必要な運転資金

工 JA 新規就農応援資金

- 〇対 象 者 JA の組合員の方、個人で就農開始 5 年目までの方、
 - 借入時の年齢が55歳未満の方
- 〇借入限度額 1.000 万円以内かつ所要額以内
- 〇借入期間 【短期】1年以内 【長期】17年以内(据置期間5年以内)
- ○資 金 使 途 農業経営に係る設備・運転資金

(2)各種補助事業

ア JAバンク利子補給

- 〇対 象 資 金 JA 農機ハウスローン、農業振興資金、JA 新規就農応援資金、
 - JA 担い手応援ローン
 - →農業振興資金については、資金使途が土地取得であるもの、借入期間が10年超 のものなどは対象外
- 〇当初実行額 100万円以上
 - →JA 新規就農応援資金については 100 万円未満の借入の場合も対象となります。
- 〇補給期間 借入当初3年間
- 〇補 給 率 最大1%

イ JA バンク大阪農業融資利子助成

- 〇対 象 資 金 JA 農機ハウスローン、農業振興資金、JA 新規就農応援資金
- 〇当初実行額 100 万円以上
 - →JA 新規就農応援資金については 100 万円未満の借入の場合も対象となります。
- 〇助 成 期 間 アの利子補給適用の場合 補給期間終了後5年間

アの利子補給適用外の場合 借入当初8年間

→大阪府農業信用基金協会の保証付きであることが条件

〇助 成 率 最大1%

ウ 農業融資に係る保証料助成

- 〇利用条件 JA 農機ハウスローン、農業振興資金、JA 新規就農応援資金、JA 担い手 応援ローンを借り入れ、基金協会の保証料を一括前払いで支払った方
- 〇助成内容 一括前払保証料の全額を助成